## 和泉市障がい者差別解消支援地域協議会の設置について

# 1. 障害者差別解消法(抜粋)

### (障害者差別解消支援地域協議会)

- 第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び<u>次条第二項</u>において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 特定非営利活動促進法<u>(平成十年法律第七号)</u>第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

#### (協議会の事務等)

- 第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。
- 2 関係機関及び前条第二項の構成員(<u>次項</u>において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、 又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別 を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要がある と認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

#### (秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### 2. 障がい者差別解消支援地域協議会の機能

- ①差別解消支援地域協議会に求められる機能
  - ○関係機関等による差別事案への対応、共有
  - ○差別解消に向けた相談体制整備、解決にかかる取組

- ○差別解消にかかるネットワークの構築
- ○差別解消にかかる障がい者理解の促進(普及啓発)

#### ②位置づけ

- ○附属機関としての位置づけとしては、市の施策そのものへの審議や諮問、調査などであり、上記のような機能とは異なる性質があるものと考えられる。
  - ➡自立支援協議会そのものや専門委員会という位置づけとは異なる位置づけとする。
- ○自立支援協議会は「保健・医療・福祉・就労などの専門機関等によるネットワークの構築」 という趣旨から考えると、自立支援協議会とひもづけることは性質が異なるものと考え る。
  - →自立支援協議会とのひもづけでなく、施策推進協議会とのひもづけとする。
- ③上記のことを踏まえた考え方
  - ○要綱レベルでの会議の設置
  - ○施策推進協議会との関連性の位置づけ

## 3. 和泉市障がい者差別解消支援地域協議会の設置

①目的

差別解消及び差別解消に資する施策の推進

- ②位置づけ
  - ○差別解消法第16条に基づく地域協議会
  - ○施策推進協議会の下部組織
- ③所掌事項
  - ○差別事案への個別対応
  - ○差別解消に向けた体制の整備
  - ○差別解消に関する普及及び理解促進
  - ○施策推進協議会への報告
  - ○その他差別解消の推進に関する事項
- ④運営

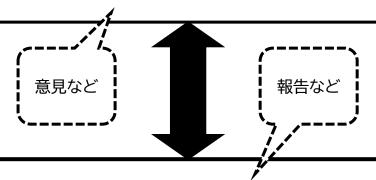
障がい福祉課を事務局とする。 必要に応じて部会を設置する。

⑤構成(イメージ)

当事者団体・障がい福祉サービス事業者関係・人権関係・商工関係・地域福祉関係 学識関係者 など

## 和泉市障がい者施策推進協議会

- ①障がい者差別解消支援地域協議会からの報告を受けて、「差別解消に係る相談支援体制の整備」、「障がい理解の普及啓発の体制の整備」などについて、障がい者施策に関する協議を行う。
- ②障がい者差別解消支援地域協議会に対する意見を行う。



## 和泉市障がい者差別解消支援地域協議会

- ①障がい者への差別事案や合理的配慮の提供のあり方等について検討を行う。
- ②事案を通じて相談支援体制の整備について検討を行う。
- ②あいサポート運動などの実施状況を踏まえて、障がい理解の普及啓発の体制や 取組みなどについて検討を行う。
- ③手話言語の理解・普及やコミュニケーション促進に関する環境整備に関する検 討を行う。
- ④あいサポート運動などの取組みに対して意見などを行う。
- ⑤障がい者施策推進協議会への報告を行う。

#### 部会(事例検討部会)

実際の事例について、対応方針などについて検討を行う。

### 【参考】関連事業

- ○あいサポート運動
- ○手話言語・コミュニケーション促進条例の 推進
- ○障がい者理解普及啓発イベント など